

さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 12 日

さいたま市長

清川 知人

## さいたま市規則第90号

### さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年さいたま市規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（基本報酬の算定）</p> <p>第4条 条例第4条第2項の規則で定める時間数は、さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第51号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）第6条に規定する正規の勤務時間のうち、任命権者の承認を受けて次の各号に掲げる事由により勤務しなかった時間数とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 会計年度任用職員勤務時間規則第10条の規定による病気休暇</u></p> <p><u>(3)</u> [略]</p> <p><u>(4)</u> [略]</p>	<p>（基本報酬の算定）</p> <p>第4条 条例第4条第2項の規則で定める時間数は、さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第51号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）第6条に規定する正規の勤務時間のうち、任命権者の承認を受けて次の各号に掲げる事由により勤務しなかった時間数とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2)</u> [略]</p> <p><u>(3)</u> [略]</p>

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後のさいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則第4条の規定は、令和7年4月1日から適用する。